

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月 6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：34件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内ボイラ保管用窒素ガス封入装置窒素ガスポンベ元弁のグランド部より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器入口サンプリング流量指示スイッチの上部接続部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	1号機	主蒸気逃し安全弁駆動部（4台）の点検において、ピストンとロッドの固定位置に緩みが認められたため、当該部を修理	D	
4	1号機	廃棄物処理建屋換気空調系排風機（B）入口ダンパに動作不良が認められたため、当該ダンパ駆動部を点検・修理	D	
5	1号機	原子炉建屋ストームドレンポンプ用ドレン受け皿底部より漏水（約1cc、汚染無し）が認められたため、当該ドレン受け皿を点検・修理	D	
6	1号機	復水脱塩装置制御盤の警報ランプリセット操作時、リセット用押しボタンの破損・脱落が認められたため、当該押しボタンを点検・修理	D	
7	1号機	燃料交換機点検における自動運転確認時、制御用計算機に動作不良が認められたため、当該計算機システムを点検・修理	D	
8	2号機	所内用空気系の計装用空気系バックアップ用連絡供給弁の点検において、圧力指示調整装置付属のテスト弁にシートリークが認められたため、当該テスト弁を点検・修理	D	
9	2号機	主タービン主油ポンプ入口圧力計のガラスカバー内面に油の付着（数滴程度）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
10	2号機	主タービン制御油圧力計のガラスカバー内面に油の付着（数滴程度）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
11	3号機	原子炉建屋換気空調系給気ダクトの点検口（原子炉補機冷却系ポンプ付近）よりエアリークが認められたため、当該点検口の扉を点検・修理	D	
12	5号機	主復水器細管洗浄装置（B2）ボール回収器出口弁のストッパー固定用ボルトに折損が認められたため、当該ボルトを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	5号機	廃棄物処理系シャワードレンタンク（B）のレベル記録計に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・校正	D	
14	5号機	タービン建屋2階換気空調系送風機（B）出口ダンパ駆動機構の留めピン（1箇所）の外れが認められたため、当該ピンを取付	D	
15	5号機	タービン建屋地階バッテリー室換気空調系局所空調機が自動停止したため、当該空調機を点検・修理	D	
16	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）潤滑油タンクレベル計に指針の取付不良が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
17	5号機	廃棄物処理系シャワードレンタンク（A）のレベル記録計に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・校正	D	
18	6号機	タービン建屋天井クレーン点検において、安全ネットのファスナーに損傷が認められたため、当該ファスナーを補修	D	
19	6号機	タービン建屋1階大物搬入口エリア床面のスロープ板固定用ボルトの外れ（4本）が認められたため、当該ボルトを取付	D	
20	6号機	原子炉建屋換気空調設備の冷却コイル入口冷却水配管の給気処理装置貫通部より水のリーク（微小）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	6号機	原子炉建屋換気空調設備の冷却コイルの基礎部架台に錆びが認められたため、当該架台を点検・修理	D	
22	6号機	タービン建屋屋上設置の避雷導線に固定台からの外れ（数ヶ所）が認められたため、当該箇所を点検・修理	D	
23	6号機	No. 6軽油タンク温度計のガラスカバーにひび割れが認められたため、当該温度計を点検・修理	D	
24	6号機	可燃性ガス濃度制御系（A）冷却器用の残留熱除去海水系冷却水第1入口弁と同系冷却水出口止め弁のグランド部に塩分の析出が認められたため、当該部を点検・修理	D	
25	6号機	床ドレンファンネル（原子炉建屋5階南東側）詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	D	
26	6号機	タービン建屋機器ドレンサンプ（A）のレベルスイッチに動作不良（レベル低警報発生と同時にポンプの自動停止が発生）が認められたため、当該レベルスイッチを点検・調整	D	
27	6号機	スチームドレンファンネル（原子炉建屋3階西側：2箇所）の内部に腐食が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
28	6号機	原子炉建屋換気空調設備冷却コイル用ドレンパンとドレン配管の接続部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
29	6号機	タービン建屋地階高圧復水ポンプエリアの床面塗装に剥離（複数箇所）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
30	6号機	タービン建屋地階南西エリア共用電源開閉装置（6 A）付近の床面塗装に剥離（複数箇所）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
31	集中環境施設	補助ボイラ（A）節炭器ストブロワ（2）のグランド部より蒸気のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
32	集中環境施設	廃液乾燥固化系造粒機固化系冷却器（B）に差圧高の警報発生及び出口温度の上昇傾向が認められたため、当該冷却器を点検・修理	D	
33	その他	工具センタの計測器等の定期校正において、トルクレンチ（9本）に精度外れが認められたため、当該トルクレンチを調整・再校正	D	
34	その他	構内屋外における護岸用テトラポッド製作作業中、作業員が蜂に刺されて負傷したため、病院へ搬送し治療	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで